

令和3年神審第17号

裁 決

貨物船B運航阻害事件

受 審 人 b 1

職 名 B機関長

海技免許 四級海技士（機関）

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行及び同官中末陽介出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人b 1を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年7月4日05時20分

鳴門海峡南口

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船B

総トン数 498トン

全 長 75.43メートル

機関の種類 過給機付4サイクル6シリンダ・ディーゼル機関

出 力 735キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Bは、平成7年1月に進水した全通二層甲板船尾船橋型の鋼製貨物船で、上甲板下の船尾部に機関室が設置され、機関室下段の前部中央を境にして左舷側及び右舷側に容量28.5キロリットルのC重油タンク（以下「C重油タンク」という。）並びに同室タンクトップ下の左舷側及び右舷側に容量10.0キロリットルのA重油タンク（以下「A重油タンク」という。）がそれぞれ備えられていた。

燃料油は、C重油タンクからC重油移送ポンプ（以下「Cポンプ」という。）により、C重油セッティングタンクに一旦送られ、次に燃料油清浄機で清浄してC重油サービスタンク（以下「Cタンク」という。）に、A重油タンクから、A重油移送ポンプ（以下「Aポンプ」という。）により、A重油サービスタンク（以下「Aタンク」という。）にそれぞれ移送した後、Aタンク又はCタンクから三方弁を経て、燃料供給ポンプにより燃料1次こし器、同2次こし器（以下、合わせて「燃料こし器」という。）及び燃料精密フィルターを通り、主機に供給されていた。

また、Cポンプの配管系統にはAポンプの配管系統との交通弁が設置されており、A重油タンクの燃料油をCポンプによりAタンクに移送できるようになっていた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Bは、船長b2及びb1受審人ほか2人が乗り組み、銅滓約516トンを積載し、船首3.03メートル船尾3.72メートルの喫水をもって、令和2年7月2日16時40分京浜港東京第3区を発し、香川県直島港に向かった。

ところで、b1受審人は、前任の機関長から、Aポンプ駆動部は

経年劣化でギヤの摩耗が大きくなっているため、A重油タンクの燃料油がそれぞれ3.0キロリットルを下回ると同ポンプのグランド部から空気を吸い込んで、Aポンプが空気運転となり燃料油を移送できなくなることと、Cポンプは正常に作動することの引継ぎを受け、発航するに当たり、C重油タンクが左舷9.0キロリットル及び右舷8.6キロリットル並びにA重油タンクが左舷約2.6キロリットル及び右舷約3.5キロリットルの燃料油を保有していることを確認していた。

b 1受審人は、翌々4日02時30分粟津港南防波堤灯台（以下「南防波堤灯台」という。）から115.5度（真方位、以下同じ。）15.77海里の地点で、燃料供給ポンプの圧力低下を認め、主機に供給する燃料油をC重油からA重油に切り替えて主機を停止し、燃料こし器の掃除に取り掛かり、03時30分南防波堤灯台から110度15.93海里の地点に達したとき、同こし器の掃除を終え、主機を起動した。

b 1受審人は、主機を起動したとき、A重油タンクの油量が低下しており、Aポンプにより同重油タンクの燃料油の移送を続けると燃料油を移送できなくなって、主機に供給する燃料油が途絶えるおそれがあったが、鳴門海峡通航に備えて船長から指示された燃料油をA重油に切り替えることだけに気をとられ、Cポンプに切り替えて移送を行うなど、燃料油移送ポンプの切替えを適切に行わなかった。

こうして、b 1受審人は、Aポンプにより燃料油を移送中、04時32分Aタンクの低油面警報を認め、同ポンプのグランドパッキンを交換していたところ、05時20分南防波堤灯台から028度4.89の海里の地点において、Bは、燃料油の供給が途絶え、主

機が停止して航行不能となった。

当時、天候は曇りで風力1の北風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

その結果、Bは、来援した巡視船によって徳島小松島港にえい航された。

(原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、夜間、鳴門海峡南口において、A重油により航行中、A重油タンクの油量が低下した際、燃料油移送ポンプの切替えが不適切で、主機に供給する燃料油が途絶え、主機が停止したことによって発生したものである。

b 1 受審人は、夜間、鳴門海峡南口において、A重油により航行中、A重油タンクの油量が低下した場合、Aポンプにより主機に供給する燃料油が途絶えるおそれがあったのだから、Cポンプに切り替えて移送を行うなど、燃料油移送ポンプの切替えを適切に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、主機の燃料油をA重油に切り替えることだけに気をとられ、燃料油移送ポンプの切替えを適切に行わなかった職務上の過失により、主機に供給する燃料油が途絶え、主機が停止して航行不能となる事態を招くに至った。

以上のb 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年1月25日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲